平成 17 年　4 月 14 日
平成 19 年　4 月　1 日改正
平成 20 年 11 月　7 日改正
平成 27 年　4 月 20 日改正
平成 29 年　6 月　1 日改正
令和　2 年　4 月　1 日改正
令和　4 年　4 月　1 日改正

出資法人の経営評価委員会の設置について

１　目　的

この要領は県の出資法人に対する運営指導方針４(3)の規定に基づき、出資法人の経営評価委員会（以下、「経営評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

２　組　織

(1) 経営評価委員会は、学識経験のある者、民間有識者等３名程度で構成する。

(2) 構成員の任期は１年とする。

(3) 構成員の任期が満了したときは、構成員から退任の申出がない限り、引き続き再任されるものとする。

３　経営評価委員会の業務

(1) 県出資法人の経営状況の点検評価結果に対する助言

(2) 点検評価結果を受けた運営指導の内容に対する助言

(3) その他県の出資法人に関する必要な助言

４　運　営

(1) 経営評価委員会の事務局は総務部行政改革課が行う。